

第 38 号議案

神戸市手数料条例の一部を改正する条例の件

神戸市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 17 日 提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市手数料条例の一部を改正する条例

神戸市手数料条例（平成12年 3 月条例第77号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 2 号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第 1 号及び第 3 号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
<p>第 5 条の 6 市長は、<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。</p>			<p>第 5 条の 6 市長は、<u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u>（平成14年法律第78号。以下別表第14において「法」という。）の規定に基づく事務につき、別表第14に定める額の手数料を徴収する。</p>		
別表第 9（第 5 条関係）			別表第 9（第 5 条関係）		
種別	区分	手数料（1件につき）	種別	区分	手数料（1件につき）
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
59 令第137条の12 <u>第11項又は第12項</u> の規定に基づく既		[略]	59 令第137条の12 <u>第 6 項又は第 7 項</u> の規定に基づく既		[略]

存建築物の <u>大規模の修繕</u> 又は <u>大規模の模様替</u> に係る認定の申請 <u>に対する審査</u>	
[略]	[略]

備考 [略]

別表第13（第5条の5関係）

- (1) [略]
- (2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

[略]

備考

- 1～8 [略]
- 9 1及び5の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。
- 10、11 [略]

別表第14（第5条の6関係）

区分	手数料（1件につき）
1 <u>法第163条の59第1項</u> の規定に基づく	[略]

存建築物の <u>大規模な修繕</u> 又は <u>大規模な模様替</u> に係る認定の申請	
[略]	[略]

備考 [略]

別表第13（第5条の5関係）

- (1) [略]
- (2) 法第29条から第31条まで及び規則第28条の規定に基づく事務（省エネ性能向上計画の認定）

[略]

備考

- 1～8 [略]
- 9 1及び3の項について、法第29条第3項の規定により、同条第1項の規定による認定の申請に係る建築物以外の建築物に関する事項を省エネ性能向上計画に記載する場合は、1の建築物ごとに1件とする。
- 10、11 [略]

別表第14（第5条の6関係）

区分	手数料（1件につき）
1 <u>法第105条第1項</u> の規定に基づく建築	[略]

建築物の容積率又は各部分の高さに関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査		物の容積率に関する制限の適用除外に係る許可の申請に対する審査	
------------------------------------------	--	--------------------------------	--

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正等に伴い、条例を改正する必要があるため。